

平成 18 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 アサヒブリテック株式会社  
代表者の役職名 代表取締役社長 寺山満春  
(コード番号 5855 東証第 1 部)  
問い合わせ先 管理統括本部長 東浦知哉  
(TEL.078-333-5615)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 16 日開催予定の第 43 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1.変更の理由

(1) 第 5 条 (公告方法) について、周知性の向上および公告手続きの合理化を図るため、公告方法を電子公告による方法に変更するものであります。なお、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行うことといたします。

(2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という。)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い「会社法」および「整備法」に基づき次のとおり当社定款を変更するものであります。

当社に設置する機関を定めるため、第 4 条 (機関) の規定を新設するものであります。

株券を発行する旨を定めるため、第 7 条 (株券の発行) の規定を新設するものであります。

単元未満株式の権利を合理的な範囲に制限するため、第 9 条 (単元未満株式の権利) の規定を新設するものであります。

必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 26 条 (取締役会の決議の省略) の規定を新設するものであります。

機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう、第 37 条 (剰余金の配当等) の規定を新設し、それに伴い第 20 条 (取締役の任期) を 1 年に短縮するものであります。

なお、平成 17 年 6 月 16 日開催の定時株主総会において選任された現取締役締役の任期は、平成 19 年開催の第 44 期定時株主総会終結の時までといたします。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

整備法により、会社法の施行に伴って定款に定められたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等をあわせて行うものであります。

上記の変更に伴い条数の変更を行うものであります。

## 2.変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3.日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 16 日（金）

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 16 日（金）

以上

(別紙) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
〔新設〕	(機関)
	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、
	<u>次の機関を置く。</u>
	1. 取締役会
	2. 監査役
	3. 監査役会
	4. 会計監査人
(公告の方法)	(公告方法)
第4条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載す</u>	第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。</u>
<u>る。</u>	<u>やむを得ない事由により、電子公告によ</u>
〔新設〕	<u>ることができない場合は、日本経済新聞に</u>
	<u>掲載する方法により行う。</u>
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当社の発行する株式の総数は、	第6条 当社の発行可能株式総数は、
86,000,000株とする。	86,000,000株とする。
<u>ただし、株式消却が行なわれた場合に</u>	(株券の発行)
<u>は、これに相当する株式数を減ずる。</u>	第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。
〔新設〕	〔削除〕
(自己株式の取得)	(単元株式数および単元未満株券の不発行)
第6条 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2</u>	第8条 当社の単元株式数は、100株とする。
<u>号の規定により、取締役会の決議をもっ</u>	当社は、 <u>前条の規定にかかわらず単元</u>
<u>て自己株式を取得することができる。</u>	<u>未満株式に係る株券を発行しない。</u>
(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)	(単元未満株式の権利)
第7条 当社の1単元の株式の数は、100株と	第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同
する。	じ。)は、 <u>その有する単元未満株式につい</u>
当社は、1単元の株式の数に満たない	<u>て、以下に掲げる権利以外の権利を行使す</u>
<u>株式(単元未満株式という)に係る株券を</u>	<u>ることはできない。</u>
発行しない。	〔新設〕
〔新設〕	

<p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u>  <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。  当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、単元未満株式の買取り</u>その他株式に関する事務は<u>名義書換代理人</u>に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第9条</u> 当社の発行する株券の種類、<u>株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、単元未満株式の買取り</u>その他株式に関する取扱いおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、<u>毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。  前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要ある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集時期)</p> <p><u>第11条</u> 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</u></p> <p><u>第12条</u>  、 (条文省略)</p> <p><u>第13条</u></p>	<p>1.<u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>  2.<u>会社法第166条第1項に掲げる権利</u>  3.<u>募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。  <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。  当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り</u>その他株式ならびに<u>新株予約権</u>に関する事務は<u>株主名簿管理人</u>に取扱わせ、当社においてこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第11条</u> 当社の発行する株券の種類ならびに<u>株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り</u>その他株式または<u>新株予約権</u>に関する取扱いおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第12条</u> 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主</u>をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。  〔現行どおり〕</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集時期)</p> <p><u>第13条</u> 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</u></p> <p><u>第14条</u>  、 (現行どおり)</p> <p><u>第15条</u></p>
--	---



<p>第22条 ↓ 第23条</p> <p>〔条文省略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第24条 〔条文省略〕</p> <p>（監査役の選任方法） 第25条 当社の監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>（監査役の任期） 第26条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>（常勤監査役） 第27条 監査役は、互選により常勤監査役を定める。</p> <p>（監査役会の招集手続き） 第28条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 〔新設〕</p> <p>第29条 ↓ 第30条</p> <p>〔条文省略〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>役会を開催することができる。</p> <p>第24条 ↓ 第25条</p> <p>〔現行どおり〕</p> <p>（取締役会の決議の省略） 第26条 当社は取締役の全員が取締役の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第27条 〔現行どおり〕</p> <p>（監査役の選任方法） 第28条 〔現行どおり〕</p> <p>監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>（監査役の任期） 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 〔現行どおり〕</p> <p>（常勤監査役） 第30条 監査役会は、その決議により常勤監査役を定める。</p> <p>（監査役会の招集手続き） 第31条 〔現行どおり〕</p> <p>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>第32条 ↓ 第33条</p> <p>〔現行どおり〕</p> <p>第6章 会計監査人</p>
--	--

<p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>(<u>会計監査人</u>)  <u>第34条 会計監査人は株主総会において選任する。</u></p> <p>(<u>会計監査人の任期</u>)  <u>第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(<u>営業年度および決算期日</u>)  <u>第31条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とし、営業年度の末日を決算期日とする。</u></p> <p>(<u>利益配当金</u>)  <u>第32条 当会社の利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。</u></p> <p>(<u>中間配当金</u>)  <u>第33条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(中間配当という)をすることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(<u>事業年度</u>)  <u>第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。</u></p> <p>〔削除〕</p> <p>〔削除〕</p>
<p>〔新設〕</p> <p>(<u>配当金の除斥期間</u>)  <u>第34条 利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から、満3年を経過しても受領されないときは、当会社ではその支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(<u>剰余金の配当等</u>)  <u>第37条 当会社は、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u>  <u>当会社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</u></p> <p>(<u>配当金の除斥期間</u>)  <u>第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から、満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>